

論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第 8 条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

○氏名	前田 耕作 (まえだ こうさく)
○学位の種類	博士 (政策科学)
○授与番号	甲 第 910 号
○授与年月日	2013 年 9 月 25 日
○学位授与の要件	本学学位規程第 18 条第 1 項 学位規則第 4 条第 1 項
○学位論文の題名	映画産業における競争と寡占 日米における衰退・成長のダイナミズムと政策的背景
○審査委員	(主査) 細井 浩一 (立命館大学映像学部教授) 中村 彰憲 (立命館大学映像学部教授) 早川 貴 (立命館大学政策科学部准教授)

<論文の内容の要旨>

1. 本研究の背景と目的

20 世紀に入りめざましい成長を遂げた日米の映画産業は、TV 放送が登場すると映画館入場者数における衰退を見せていくが、その後米国においては 1970 年代に映画館入場者数が増加に転じて行く。それに対して、日本において映画館入場者数が回復傾向を見せるのは米国からおよそ四半世紀遅れてからであるが、そのプロセスと要因は必ずしも明確にされてこなかった。他方で、産業規模を見た場合、日米ともに大きくは衰退傾向ではあるが最近では回復も見られるという見方が一般的であるが、TV 放送を始めとする様々な流通ルートを通じた映画の消費を合算すれば、映画産業は一貫して成長傾向にあるという見方もできる。産業としての「映画」をめぐっては、このように日米における産業の推移に関する時間差とその要因、および産業の輪郭に関する認識の混迷が存在しており、総じて映画産業とその特性が正確に理解されない現状があると同時に、そのことが日本を含む各国において文化振興、産業振興政策の一環として実施されるようになってきた映画に対する様々な振興政策の基本的な方向性や内容に影響を及ぼしている。本研究は、TV 放送の登場を契機とした映画産業の構造的な変容から見出される衰退と成長の二つの相反する様相を実証的に検討し、日米の映画産業における相似性と差異を明確にすることを通じて、以下の諸点を明らかにすることを目的とした論考となっている。すなわち、①狭義の映画産業ならびに拡大された映画産業における成長のための必要条件を見出すこと、②映画産業の変容における日米の相似性と差異を検証すること、そしてそれらの検討を踏まえた上で、③映画産業の成長に実質的な意味において資する政策のあり方を考察することである。

2. 各章の概要

序章においては、研究対象とする日米の映画産業の歴史と構造を正確に理解するため、まず、通常映画産業として論ぜられる諸産業を、「狭義の映画産業」とそこから転換された「拡大された映画産業」、および「TV 放送産業」等に区分し、それらを包括したものとしての「映画・映像産業」が定義される。また、本研究の主目的が、競争と寡占の二つの市場構造が往還する映画産業の変容を確認し、その市場成果を確認すると共に、日米の映画産業の成立と発展の歴史的経緯を明らかにする点にあることから、寡占形成に至る市場行動や競争に回帰する市場行動を検証するという観点において、連環していく動的な産業構造を見出そうとする古典的な産業組織論を基本的な立場とすることが妥当であると論じている。

第一章では、いわゆるブロックバスター映画やプロデューサーシステムなどの映画制作の質的転換や映画産業と TV 放送との関連など、日米の映画産業の衰退と成長に関する先行研究の整理を行い、それらの成果と限界を示しつつ本研究の論点を提示している。つづく第二章以下では、日米映画産業の変容が産業組織論の観点、すなわち「市場構造—市場行動—市場成果」のパラダイムに沿って改めて詳細に検討されている。

第二章では、直接の研究対象の期間に対する前史となる「撮影所の黄金時代」に至るまでを要約しており、映画産業は日米共に競争が進展した結果として「製作—配給—興行」が垂直統合された強固な寡占体制が形成され、繁栄を享受するようになったことが記述されている。

第三章では、直接の研究の対象となる時期における映画産業の衰退と成長を検討しており、TV 放送の登場とその動的な発展について日米それぞれで見出される差異と相似性を確認すると共に、映画産業に与えた影響が米国では「拡大された映画産業」に展開することになるが、日本では単純にそうはならなかった要因を整理している。

第四章では、この TV 放送との関係、影響を背景としつつ、日米における映画産業が衰退から成長に転じるまでの相似性と差異を検討するために、まず米国について検証している。特に、1950 年代から 1960 年代のロードショー大作映画では映画館入場者数が増加に転じなかったが、1970 年代にブロックバスター映画によって復活することになるには、三つの背景、すなわち新規参入の増加、新しい市場の開拓、上映館数の拡大に象徴されるブロックブッキング制の崩壊があったことを明らかにするとともに、その影響の実態については通説とは異なる理解、すなわち大がかりな映画制作の魅力等ではなく映画としての多様化の進展、新しい才能を持つ制作者のインキュベートなどの側面に注目するべきであるという主張が論じられる。

第五章では、米国とは反対に日本の映画産業が長い低迷に陥ったことと、米国に四半世紀遅れて相似的な展開に転じる背景を論じている。ここでも米国の映画産業が復活に転じた三つの背景との相似を確認するが、米国のような明確な反トラスト政策のなかった日本でのプロセスは多分に紆余曲折を孕むものにならざるを得なかったことが詳述

されている。加えて、米国に対して日本映画の低迷が長く続いた要因として先行研究において指摘されることが多いプロデューサーシステムのあり方について、具体的な反証を示しつつ、それ自体は映画産業の成長に対して一義的な重要性を有するものではないという主張が論じられている（ただし、この論点については本研究の目的を超えた広がりもあるということから、詳細な議論については本研究に対する補遺として収められている）。

第六章では、以上の検討を踏まえた上で、日米の映画産業が成長に転じた背景として、第一に独立系映画制作会社の新規参入による競争の進展、第二に TV 放送市場または映像パッケージメディア市場という新市場の開拓、第三に映画興行において「拡大公開」を可能にする環境があったことが改めて整理される。その上で、米国においては反トラスト政策を通じて映画産業と TV 放送のいずれも寡占体制を解体する政策が取られたのに対して、日本では、映画産業においても TV 放送においても寡占体制を維持する政策が取られてきたことでその復活が遅れたことが指摘される。さらに、傍証としてではあるが、TV 放送の国家独占を維持していたフランスにおいては、そのことにより TV 放送においても映画産業においても成長が阻害されてきたことを示すことで、本研究において考察してきた米国と日本の映画産業と TV 放送、および関連する諸規制、諸政策との関係に対する認識が妥当であることを補強的に主張している。

結章においては、結論として、競争と寡占という二つの市場構造を往還してきた狭義の映画産業は TV 放送の登場によって変容していくのであるが、当該産業が成長に転じるためには、日米ともに必要条件として①新規参入、②量産、③新たな市場の開拓の三つが必須であったこと、米国に比してそれらの条件が揃うために時間を要した日本の映画産業が成長に転じるには四半世紀の遅延が生じたこと、そしてこれらの研究成果から映画産業の成長を実効的に進める政策的な方向性は、反トラスト政策ならびに規制緩和政策とその効果に求められるべきであること、が主張されて結びとされている。

<論文審査の結果の要旨>

1. 本研究の意義

本研究の論点は、大きく以下の二つである。

一つは、「映画」という創造的な文化コンテンツを産業として論じる際の範囲と対象のゆらぎを明確にすることを含めて、その産業としての成長を基礎づける要因を明らかにすることである。映画は、高い文脈性を有する総合芸術の側面を持つことから、その成否を論ずる際に作品論や制作過程の質の高低を含めた冗長性の高い議論が入り込みやすい素地があり、また他方で、とりわけ流通過程において近年の情報通信技術の進展と直結した産業革新が進んでいることから、その産業としての範囲と輪郭も不明瞭になりつつある。

著者は、まず、「映画」を起点として生じる各製品、サービスを丁寧に分類整理し、映画産業と呼称される場合の産業の幅と実態が、狭義の映画館産業から、一部のメディア産

業を包摂する拡大された映画産業、また TV 放送市場をも抱合した巨大な映画・映像産業までの範囲を有するものであることを確認した上で、TV 放送開始以前において絶頂期から急激な下降を経てある種の反転的な展開を示している日米の狭義の映画産業に注目し、その変遷プロセスの類似性と時間的な差異を丹念に分析することを本研究の骨格としている。興行文化の歴史を持つために概して一次資料、統計が不十分であるこの分野においては、この歴史的記述は相当に困難な過程とならざるを得ないが、筆者は国内外の先行研究に対する的確かつ批判的な評価、および雑誌等の記述からのデータの再構築という地道な作業を組み立てながら、映画産業の変遷について日米ともに詳細かつ説得力のある検証、再検討を加えている。この分析過程とそこでの研究視点の一貫性において、従来の論説にありがちであった映画制作の質的な内容やプロデューサーの役割についてのある種の予断から距離を取る視座が獲得され、同産業の成長に必要な実質的な条件(新規参入、量産、新たな市場の開拓)を客観的に導出することに成功していると評価できる。

今ひとつの論点は、上述の過程において見出された映画産業の成長のための背景および条件に対して、実質的な意味において資する政策のあり方を考察することである。この点については、日米における個別の映画関連の行政政策および政策事業の個々を検討することから結論を積み上げるのではなく、日米における狭義の映画産業の変遷における時間的な差異と過程的な差異を詳細に解き明かす中で、それぞれのターニングポイントとなる事象や変化に対する政策的背景に注目し、とりわけ反トラスト政策と規制緩和が、それらの背景、諸条件の促進ないし抑制を通じて同産業の成長に影響を与えたか否かという視点からまずは明かに論じられている。加えて、日米の映画制作の質的相違(制作過程やプロデューサーシステムの有無など)に注目する米国映画礼賛論やプロデューサー論がいくつかの映画振興政策に与えている影響を踏まえ、映画産業の成長条件に資するという観点から考察する限り、その効果は限定的にならざるを得ないという点が実証的にも明らかにされている。

付言するならば、とりわけ日本において、2005年前後を境として映画以外のアニメやマンガ、ゲームなどのコンテンツ関連政策が文化支援政策から経済政策、産業支援政策へと大きくその性格を変容させており、本研究の結論はそれらに関しても重要な示唆を含むものである。本研究内でも仔細に論じられているように、それらの諸政策にはほぼ共通して個人としてのプロデューサーあるいはプロデューサー機能の重要性が謳われ、政策内容の重要な骨格にもプロデューサー養成に関する諸施策が埋め込まれていることが多い。この意味において、本研究は映画に止まらず、クールジャパン戦略を含む我が国のコンテンツ政策全般に対しても熟考に値する一つの知見を提示していると言えよう。

2. 本研究の課題

以上のような基本的な評価の反面、本研究には課題も残されている。

まず、先行研究との関係が必ずしも建設的に明示されていない点である、産業組織論の理論的フレームワークが中心的な説明原理の1つとして位置付けられる一方、産業組織

論における映画産業研究との関係は希薄にしか示されておらず、産業の成長に寄与しうる反トラスト政策の役割を示そうとする本研究の意図と不可思議な対照を示している。著者による先行研究のサーベイそのものは十分といてよいと考えられるが、そうであればなおさらこの点を明瞭にすることが求められる。

また、映画産業の成長を論ずる際の基本的な起点が、産業規模あるいは成長率、占有率ではなく、一定期間に供給される作品タイトル全てに対する鑑賞者の総数における増大、とりわけ狭義の映画産業＝映画館産業における入場者数の増大にあることの問題設定時の説明が不十分である。この点はある意味独自な見解であるともいえるが、この視点と立場を一貫させることによって、映画の作品論や芸術性の議論に引きずられることのない本研究の個性が完成しており、必ずしも課題としてのみ指摘されるべきものではない。同様に、「量産」などの用語についても通常の意味とは異なる意味合いを含ませている点が指摘できる。本研究における「量産」とは作品タイトル数の多数性を意味し、品種やブランドにおける多様性、あるいはより一般的に「多産」の概念に近いものである。

さらに、著者の強調する「新規参入」の重要性については、産業組織論と反トラスト政策に関わる立場からは市場成果との関連において論じられるべきではないかという点である。寡占状態は、それ自体では新規参入が不当に阻害され非効率が生じている証拠にはならないが、著者は日米における映画寡占体制の性格の相違を明記しつつも、以後において両国の映画寡占体制の性格的変容に関わる明示的な記述は見られない。したがって、日本映画産業がテレビ放送の普及による衰退からの再成長に立ち遅れた要因を寡占体制が維持されたことに求めようとする論考には、より丹念な記述、あるいは、より深い考察の余地が残されているものと考えられる。

加えて、映画産業の成長に資する政策のあり方を検討するという課題設定に比して、映画産業の産業循環的変遷のターニングポイントの背景としての行政政策の役割やその効果については丹念な検証を行ってはいないが、映画産業の成長に対して具体的な個々の諸政策がどのような関わりを持ったか、あるいは持ち得たかという点に関して、さらに踏み込んだ検討が求められるべきであろうことは否めない。

3. 本研究の評価

以上、本研究の意義、評価および課題を示した。課題がやや多岐にわたってはいるが、米国における反トラスト法の強い適用が映画製作ビジネスへの新規参入の増大を導き、米国映画産業の早期の再成長の条件となったとする考察とその理解の日本の歴史過程への適応の妥当性、さらにそれらを基盤として導かれた映画産業の成長条件とその政策的要件は、関連する諸事項の丹念な記述と相俟って十分に首肯できるものであり、上述の諸課題が本研究における論考の主眼にまで疑いを向けさせるに足るものであるとまでは言えない。

審査委員会は、総じて、本研究が経済学、産業組織論および経営学関連の分野で論じられてきた映画産業に関連する諸研究の基盤に対して、新たな知見を加えることができた

と評価するものである。

<試験または学力確認の結果の要旨>

審査委員会は論文審査並びに口頭試問（2013年6月20日（木）13:00～14:30、洋洋館967教室）および公聴会（2013年7月12日（金）17:00～18:00、洋洋館955教室）を実施した。

口頭試問では、学位申請者からまず本研究の概要について説明がなされ、加えて本研究の課題の自覚を踏まえた上でのさらなる研究の展開に対する意欲と展望が示された。試問では、事前に実施された内覧会での質疑応答についての確認の議論が行われ、日米比較をおこなっている中で、フランスの映画振興政策とその効果に関する議論がなされている点は論文の構成上若干唐突ではないかという点などについて諸々議論を交わしつつ、いずれも公聴会に向けて論旨を整理していくことが確認された。

公聴会においては、学位申請者から約30分にわたり本研究の狙いと意義を中心に説明がなされた。公聴会における説明および質疑に関しては、内覧会および口頭試問時の質問、疑義についての丁寧な回答が書面で準備されたこともあり、全体として本研究の意義と課題が的確に示される形で終了している。なお、外国語（英語）については論文内に多くの英語論文の引用がなされ、英文資料の利活用も多数確認しうることから、研究遂行に必要なと考えられる能力を有していると判断できる。

以上より、審査委員会は、学位申請者に対して、本学学位規程第18条第1項に基づいて、「博士（政策科学 立命館大学）」の学位を授与することが適当であると判断する。